公益社団法人栃木県産業資源循環協会
協会だより
Vol.140
11月号
〒320-0043
宇都宮市桜 4-2-2　栃木県立美術館普及分館 3F
TEL　028-612-8016/FAX　028-612-8017
http://www.tochigi-sanpai.or.jp

「なぜカーボンニュートラル　私達にできることは何？」と題し、トップセミナーを開催しました。

10 月 25 日(水)、栃木県総合文化センターにおいて、産業廃棄物処理業等に関わる環境の変化や社会的ニーズに対応するため、トップセミナーを開催し 23 名が参加しました。

講演１　なぜカーボンニュートラル　私達にできることは何？
講師：栃木県環境森林部気候変動対策課長　武藤 慶人 氏

講演２　今日からはじめる脱炭素
講師：栃木県地球温暖化防止活動推進センター　事務局長　石濱 辰郎 氏


【講義する武藤課長】


【講義する石濱事務局長】

講演１では、カーボンニュートラルを目指す国際的な動向を踏まえた、国や県の取組について紹介がありました。また、県が策定した「2050 年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」について、中間目標として 2030 年までに温室効果ガス排出量▲50%削減（2013 年度比）を目指すことや、分野別の主な取組内容等について説明がありました。

講演２では、県が作成した「今日からはじめる脱炭素ガイドブック」をもとに、企業が脱炭素に取り組むメリットや具体的な対策事例、温室効果ガス排出量の計算ツール、県の支援制度等の紹介があり、企業がカーボンニュートラル実現に向けて、コスト削減などの副次的な効果を含めてどのような取組ができるか説明がありました。

また、質疑応答では、LRT の温室効果ガス削減効果や、各企業が取り組んだ温室効果ガス削減効果の公表方法等に関する質問がありました。

～・

令和5（2023）年度「とちぎゼロカーボン企業表彰」に会員の株式会社ダイセキ MCR 様が受賞！

株式会社ダイセキ MCR 様は、非鉄金属精錬業と廃棄物処理業の企業で、廃バッテリーから鉛インゴットを製造しているため、精錬時に大量のエネルギーを消費することから、2009 年より長期計画で CO_2削減に取り組んできたとのこと。

「鉛熔解炉の燃料をコークスから都市ガスに、鉛精錬炉は重油から電気にエネルギー転換」が受賞理由だそうですが、鉛熔解炉のガス化は業界初、電気による誘導加熱式鉛精錬炉の導入は世界初という先進的なものです。電気やガスの CO_2排出抑制したグリーンエネルギーを積極的に導入し、2030 年には CO_2排出実質ゼロを達成したいという計画の途上。環境配慮、環境保全の企業意識が取引企業にも評価されており、採用求人においても PR 効果が高いと実感しているとのこと。宇都宮市から市のリーディング企業として位置づけされ、目下、鉛の移動に係る CO_2削減に目を向けているという。この一歩踏み込んだ姿勢が CO2 削減を牽引しています。

産業廃棄物処理業における実務者研修会を開催

10 月 18 日(水)、栃木県総合文化センターにおいて、産業廃棄物の適正処理の推進及び産業廃棄物処理業者の資質向上を図るため、「リサイクル推進と廃棄物処理法の許可不要制度について」と題し、ＢＵＮ環境課題研修事務所の長岡文明先生に講演いただきました。

協会会員外の参加も含めて受講者数 46 人と多くの参加となり、各種リサイクル法の現状と課題を踏まえ、事業拡大に向けたヒントが示されました。

特にプラスチック資源循環法が施行されプラスチックの資源循環が促されていますが、「廃棄物処理法の大臣認定」では、都道府県の処理業と処分業の許可が不要で処理施設を設置できるが、自社製品の取り扱いに限られていることから使い勝手が悪く、制度拡大がみられないとの実態が紹介されました。「プラスチック新法」では、プラスチックの廃棄物に限られており、現在の認定事業者はアクリル板の１社のみであるとのこと。容器包装リサイクル法では、市町村が回収した容器包装に限られ、それぞれ業許可取得が緩和されているが、制度活用にはそれぞれ課題があるということでした。

専ら再生利用の目的となる産業廃棄物の許可不要については、今年春の通知をもとに、「古紙」「くず鉄（古銅を含む」「あきびん類」「古繊維」に限定するという考え方を再確認する説明がありました。

【アンケート結果（抜粋)】

・許可の必要性と目的について、見解をお聞かせいただき参考になりました。
・メリット・デメリットの理解が進み参考になった。
・深掘りをした研修会はとてもためになりました。
・噛み砕いて説明して頂き、広く理解することができた。
・何となく認識していたことが多々あったのですが、この講義で色々なことが理解できました。



【講義する長岡先生】



【会場風景】

栃木県日光杉並木街道保護基金への寄附に対する感謝状が贈呈されました。

10月23日(月)、栃木県庁特別会議室において、日光杉並木街道の保存を目的とした日光杉並木街道保護基金への寄附に対する「日光杉並木オーナー証書交付式及び感謝状贈呈式」が開催され、当協会から菊池会長と山本副会長が出席し、福田知事から感謝状をいただきました。当協会は、基金設置目的の趣旨に賛同し、2010年から毎年10万円の寄附を行っており、これまでの総額は140万円となりました。



【青年部】全国産業資源循環連合会青年部協議会　第 12 回全国大会が開催されました

10月27日(金)、全国産業資源循環連合会青年部協議会第12回全国大会が、沖縄県那覇市において開催され、全国の青年部員700名超（栃木協会12名）が参集しました。今回の全国大会は、「考動～今こそひとつに‼～」をテーマに掲げ、サンゴの再生に関する講演やパネルディスカッション、サンゴの苗付けデモンストレーションなどが行われました。

○記念事業　「サンゴ再生」への挑戦　私たちは学び、考動する！
- 世界初の産卵に成功したサンゴ養殖家の金城浩二氏の講演
- 今後、環境に対して行っていくべき活動についてのパネルディスカッション
- サンゴの苗付けデモンストレーション（台座にメッセージを記入）

○記念式典　那覇市青少年舞台プログラム、次回開催（近畿ブロック）への大会旗伝達など



【講演する金城氏】



【サンゴの苗付けデモンストレーション】



【那覇市青少年部隊プログラム】



【栃木協会青年部】

【青年部】神奈川協会青年部と清掃活動を実施しました

10月14日(土)、神奈川協会青年部と合同でジャパンカップクリテリウム終了後の清掃活同を行い、二荒山神社鳥居前から中央小学校周辺において、空き缶、ペットボトル、タバコの吸い殻、ガムの包装紙など、約５～６kg（可燃物８袋、不燃物３袋）程度集めました。



【清掃活動】



【栃木協会・神奈川協会青年部員】

優良産業廃棄物処理施設等の視察研修会の開催について

産業廃棄物の処理施設の最新の情報等を収集するため、標記研修会を次のとおり実施いたします。参加を希望される方は、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

１．日　時　第１回　令和 ５ 年 11 月 30 日（木）　９：30 ～ 11：30
　　第２回　〃　13：30 ～ 15：30
　　第３回　令和 ５ 年 12 月 ７ 日（木）　９：30 ～ 11：30
　　第４回　〃　13：30 ～ 15：30
２．視察先　エコグリーンとちぎ
　　【所在地】栃木県那須郡那珂川町和見 1918 番、小口地内
　　【施設概要】管理型最終処分場(クローズド型)
　　埋立面積：約 4.8 ha、埋立容量：約 60 万㎥、埋立期間：12 年間
３．定　員　各回 20 名（先着順）
４．参加費　無料

講師とコミュニケーションできる座学研修会の開催について

当協会の会員に向け、業務で活用できるかもしれない“プチ情報” を、座学とプレゼンで情報提供する研修会を次のとおり開催いたします。会員の事業展開に新たな風を吹き込めるような情報を提供し、相互理解を深める場として是非御活用ください。参加を希望される方は、協会事務局まで御連絡ください。

１．日　時　令和 ５ 年 11 月 20 日（月）13：30 ～ 16：00
２．場　所　栃木県総合文化センター　特別会議室　　宇都宮市本町 1-8　TEL028-643-1000
３．内　容　・県営処分場エコグリーンとちぎ（産業廃棄物管理型最終処分場）の概要等
　　【株式会社クリーンテックとちぎ】
　　・賛助会員からの事業紹介【平成理研株式会社、一般財団法人栃木県環境技術協会】

第２回産業廃棄物処理検定の試験対策研修会の開催について

産業廃棄物処理業における人材育成事業の一環として、「産業廃棄物処理検定（環境省後援)」が令和６年２月18日に開催いたします。そこで当協会では、「産業廃棄物処理検定」の合格を目的とした試験対策研修会を次のとおり開催いたします。参加を希望される方は、協会事務局まで御連絡ください。

１．日　時　令和 ５ 年 12 月 ５ 日（火）10：00 ～ 16：00
２．会　場　パルティ　研修室 302（３Ｆ）　宇都宮市野沢町４－１　TEL 028－665－7700
３．内　容　産業廃棄物処理の基礎、産業廃棄物の委託処理と委託契約、
　　産業廃棄物管理票・帳簿
　　【講師】(公社)栃木県産業資源循環協会　専務理事　湯澤 元浩 氏
　　〃　事務局長　大森 牧子 氏
４．定　員　40 名
５．参加費　会員 1,870 円，非会員 4,070 円（テキスト代含）

産業廃棄物処理検定は、日頃から産業廃棄物処理に携わっている排出事業者や処理事業者の従業員の方を主な対象として、廃棄物を処理するうえで必要な基礎知識を正しく習得していることを評価するために実施するものです。なお、合格者には、廃棄物を適正に処理するうえで基礎レベルの法令の知識を備えた人材であることを証明するため、合格証明書カードを交付いたします。

スキルアップを考えている方に必須の試験です

産業廃棄物処理検定
（廃棄物処理法基礎）



本検定は環境大臣登録の「人材認定等事業」です

令和5年9月に産業廃棄物処理検定（廃棄物処理法基礎）公式テキストを発行しました。
検定試験の学習にご活用ください。（https://www.zensanpairen.or.jp/application/books/）

こんな人のニーズにおススメです

■人事・管理部門
現場の担当者が業務に必要な知識を身に付けているか、定量的に把握したい方。従業員の人材育成にご活用ください。

■廃棄物処理担当
廃棄物を処理する上で、実務に必要な正しい知識が身についているかを確認したい方。

この検定に合格すると・・・

■合格証明書カードが発行されます。
■きちんとした知識を備えた人材であることを連合会が認定します。
■お客様やクライアントからの要望に対して、より効果的で適確な提案をすることができます。

【試験日時】 令和6年2月18日（日）10時～11時30分

【申込方法】専用ポータルサイトにて受付
【受付期間】令和5年12月1日～令和6年1月18日
（ただし各会場定員になり次第、受付を締め切ります）
【試験形態】マークシート方式による筆記試験
【試験範囲】廃棄物の種類、排出事業者責任、委託契約、マニフェスト、帳簿、保管基準、処理基準等に関する法令の基礎

受験料：12,100円（税込）

https://www.zensanpairen.or.jp/application/seminar/

全産連　研修会・セミナー　検索

【試験会場（予定）】 全国14会場で同時開催

最寄りの会場をご利用ください

開催場所(定員) / 会場名			
岩手県（90名） アイーナ いわて県民情報交流センター	栃木県（130名） 栃木県総合文化センター	群馬県（40名） 群馬建設会館	千葉県（80名） 千葉県教育会館
東京都（300名） TKP市ヶ谷 カンファレンスセンター	神奈川県（190名） かながわ労働プラザ	新潟県（80名） 新潟県建設会館	長野県（40名） ホテル信濃路
静岡県（50名） レイアップ御幸町ビル	愛知県（150名） 名古屋国際会議場	三重県（50名） 三重県総合文化センター	広島県（80名） 広島YMCA国際文化センター
福岡県（80名） 福岡県中小企業振興センター	熊本県（110名） ユースピア熊本		

【後援】 環境省
【共催】 (一社)岩手県産業資源循環協会　(公社)栃木県産業資源循環協会　(公社)群馬県環境資源創生協会　(一社)千葉県産業資源循環協会
(一社)東京都産業資源循環協会　(公社)神奈川県産業資源循環協会　(一社)新潟県産業資源循環協会　(一社)長野県資源循環保全協会
(公社)静岡県産業廃棄物協会　(一社)愛知県産業資源循環協会　(一社)三重県産業廃棄物協会　(一社)広島県資源循環協会
(公社)福岡県産業資源循環協会　(一社)熊本県産業資源循環協会

≪お問合せ先≫
公益社団法人
全国産業資源循環連合会
〒106−0032 東京都港区六本木3−1−17 第2ABビル4階
検定試験担当
TEL: 03-3224-0811　FAX: 03-3224-0820
https://www.zensanpairen.or.jp
●営業時間／月～金　9:00～17:00
●定休日／土日・祝日

2023.08

～会社訪問～

≪会社訪問≫ 今回は、正会員の **株式会社マジックワーク** を訪問しました。

１ 会社概要

会社名：株式会社マジック・ワーク　　代表取締役　増渕 信行
本　社：栃木県宇都宮市瑞穂三丁目９番地 16
TEL 028-656-8244　FAX 028-656-8715　ホームページ https://magic-work.jp
上三川事業所：栃木県河内郡上三川町上蒲生 2500 番地（日産自動車株式会社栃木工場内）
TEL 0285-55-0031　FAX 0285-56-7010
石田事業所：栃木県河内郡上三川町石田 1800-８
TEL/FAX 0285-38-7006
設　立：平成７年９月１日　　従業員 57 人

２ 許可の取得状況

○産業廃棄物収集運搬業
栃木県（00900082436）、福島県（00707082436）、茨城県（00801082436）、
群馬県（01000082436）、埼玉県（01100082436）
○特別管理産業廃棄物収集運搬業
栃木県（000950082436）
○一般廃棄物処理業（宇都宮市、真岡市、小山市、下野市、上三川町、芳賀町、益子町、
野木町）
○第一種フロン類充填回収業者（栃木県）
○古物商許可

３ 企業理念・企業方針

弊社は、自然との共生を念頭におき、資源の重要性・リサイクルの必要性を認識し、循環型社会の構築に向け企業努力を図っております。廃棄物処理収集運搬を通じ、環境負荷を低減させるため地球にやさしい活動を行い、時代の変化に対応した事業活動を行い技術の向上に努めており、また、全社員が環境問題に積極的に取り組み、改善を行っております。

４ 会社からひと言

弊社は、地域活性化と発展を願い、廃棄物の収集およびリサイクル業務を行っています。
常日頃から環境改善・保全及び資源循環の社会づくりを使命として、業務に取り組んでおります。
法令遵守の徹底はもちろんのこと、スタッフのマナー徹底を図り、地域の方から支持され、地域から必要とされる企業になるよう、日々精進してまいります。





≪会社のＰＲをしませんか≫
「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

～コラム～



佐藤泉法律事務所
LAW OFFICE OF IZUMI SATO
代表者：弁護士 佐藤 泉
〒104－0061 東京都中央区銀座１丁目 16-6 鈴常ビル４階
TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 http://satoizumilaw.com

Column
コラム

〇公正取引委員会の使用済みペットボトルリサイクル取引実態調査

2023 年 10 月 16 日、公正取引委員会は使用済みペットボトルのリサイクルに係る取引に関する実態調査結果を公表しました。

市町村で分別回収している使用済みペットボトルの取引について、公正取引委員会は、流通経路の変化や多様化が進んでいること等を踏まえ実態調査を行いました。

その結果、容リ協会の行動が、市町村や飲料メーカーに独自処理を行うことを躊躇させる効果やその関与を制限する効果を生じさせる場合には、独占禁止法又は競争政策上の問題を生じさせる可能性があると指摘しています。

この報告書では、使用済みペットボトルは、現在多くは資源として売れている状態であると認めています。廃棄物処理と資源循環について、公正取引委員会が見解を述べたことは、大きな影響を与えると思います。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/oct/231016petbottle.html
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/oct/231016_pressrelease_petbottle3.pdf
https://www.jcpra.or.jp/news/tabid/101/index.php?Itemid=2211

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和５年 10 月 23 日掲載）

〇廃棄物処理法に基づく許可申請と添付書類の省略

2023 年 7 月 27 日、環境省は廃棄物処理法施行規則改正に伴い、許可申請の添付書類省略等に関する通知を発出しました。

改正されたのは法施行規則第 21 条です。まず、同時に二つ以上の申請書を提出する場合、重複する添付書類は 1 通の申請書にだけ添付することで足りることになりました。また、役員等について住基ネットの利用などにより氏名・現住所が確認できる場合には、住民票の写し添付を省略できることになりました。さらに、産廃処理業者の優良認定において税金の滞納がないことの証明書についても、自治体間の情報連携システム等により確認できる場合、この証明書を省略できることになりました。但し自治体の多くは、住基ネット等のシステム対応が不十分だとして、住民票や納税証明については引き続き添付を求める運用が予想されます。

https://www.env.go.jp/content/000155659.pdf

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和５年 10 月 16 日掲載）

〇産廃処理施設の情報適正開示審査

2023 年 7 月、産業廃棄物処理事業振興財団は、産業廃棄物処理施設の優良性評価として、情報適正開示施設審査を開始しました。

産業廃棄物処理業者の優良性評価制度は、廃棄物処理法に基づくものや、各自治体の独自の制度などがあります。しかし、施設に特化した優良性評価は今までありませんでした。そこで、産廃処理振興財団は、処理フロー、マテリアルフローその他の情報を審査し、適合マークを付与する事業を開始しました。多くの企業は、ESG 情報として廃棄物管理情報を把握し、公開する流れとなっており、今回の適合マーク及びこれに基づく情報公開は有益な情報になるでしょう。

https://www.sanpainet.or.jp/service104.php?id=36

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和５年 10 月２日掲載）

ＢＵＮさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！





今回の宿題は結構マニアックな内容でしたね。では、確認していきましょう。

宿題Q，次のうち、法令で定義されていないものはどれか。

（１）産業廃棄物処理施設

（２）特別管理産業廃棄物処理施設

（３）産業廃棄物収集運搬業

（４）特別管理産業廃棄物収集運搬業

（５）特別管理産業廃棄物処分業

【解説】

（１）の産業廃棄物処理施設は法第 15 条第 1 項で、（３）の産業廃棄物収集運搬業は法第 14 条第 1 項で、（４）の特別管理産業廃棄物収集運搬業は、法第 14 条の 4 第 1 項で、（５）の特別管理産業廃棄物処分業は法第 14 条の 4 第 6 項でそれぞれ許可を受けなければならないと規定されている。

（２）の特別管理産業廃棄物処理施設という許可の区分はなく、特別管理産業廃棄物は、産業廃棄物処理施設等で処理されている。

正解（２）

ちなみに、一般廃棄物の方も「特別管理一般廃棄物処理施設」という規定はありません。
宿題がマニアックな内容でしたから、今回は再び基本に立ち返り「物の区分」から出題しましょう。

Q，次のうち、産業廃棄物にあたるのはどれか。なお、すべて不要な物である。

（１）金属加工製造業者が製品倉庫を自ら解体して排出された木くず

（２）畜産農家が自ら排出した紙製の肥料袋

（３）機械器具製造業者が原材料倉庫を自ら解体して排出されたコンクリートの破片

（４）精密機械製造業者が交換した応接室の古い天然繊維じゅうたん

（５）産業廃棄物処理業者の飼っていた番犬の死体

【解説】

産業廃棄物は、法第 2 条第 4 項で定義されるものである。このうち木くずは政令第 2 条第 2 号で建設業に係る工作物の新築、改築又は除去に伴って排出されたものや、木材又は木製品の製造業などから排出されたものが産業廃棄物に該当する。また、紙くずは政令第 2 条 1 号で建設業やパルプ、紙製造業など、天然繊維じゅうたんの繊維くずも政令第 2 条第 3 号で建設業や繊維工業から排出されるものが産業廃棄物に該当する。さらに動物の死体は畜産農業から排出されたものの

みが産業廃棄物に該当し、それ以外のものは一般廃棄物となる。
一方、政令第 2 条第 9 号の工作物の新築，改築又は除去に伴って生じるコンクリートの破片その他これに類する不要物（いわゆるがれき類）は業種指定がないので、工作物の新築、改築又は除去が事業活動の一環であれば産業廃棄物に該当する。

正解（３）

「産業廃棄物は 20 種類」と勉強した方も多いと思います。たしかに法律と政令では 20 種類を規定しているのですが、現実問題としては「目の前にある＜物＞は、はたしてその 20 種類のうちどれに該当するのか？」「排出事業者の業種は日本産業分類のどれに該当するのか？」ってことですよね。多くの場合は、社会常識で判断可能とは思いますが、迷うようなケースでは行政窓口や協会に確認してみることも必要かと思います。あとは「場数」ですかね。
では、その「場数」稼ぎにもう一問。

Q，次のうち、道路の改修工事により排出される廃棄物について誤っているものはどれか。
（１）アスファルト・コンクリートは、産業廃棄物の定義にないので、一般廃棄物である。
（２）工作物の除去に伴って排出されるレンガ破片は、産業廃棄物のがれき類に該当する。
（３）下層にある再生路盤材を除去したものは、産業廃棄物のがれき類に該当する。
（４）金属製のガードレールは、産業廃棄物の金属くずに該当する。
（５）コンクリート製の側溝は、産業廃棄物のがれき類に該当する。

【解説】
道路の改修工事は建設業に伴う事業活動であり、主な廃棄物の種類や処理の方法は「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（通知）」（平成 23 年 3 月 30 日環廃産第 110329004 号環境省通知）に例示されている。
このうちがれき類については、工作物の新築，改築又は除去に伴って排出されるコンクリートの破片、その他これに類する不要物として、①コンクリート破片、②アスファルト・コンクリート破片、③レンガ破片が例示されている。

正解（１）

この問題は建設工事に伴って排出される「廃棄物」は、「産業廃棄物は 20 種類」のどれに該当させるべきか、ということで実際の建設現場を熟知している方にとっては比較的簡単な問題でしたかね。
今回の宿題は引き続き「物の区分」からにしてみましょう。



宿題Q
次のうち、 産業廃棄物に該当するものはどれか。

（１）一般家庭から排出されるペットの死体
（２）動物病院から排出される動物の死体
（３）動物園から排出される動物の死体
（４）牧場から排出されるウシの死体
（５）競馬のトレーニングセンターから排出されるウマの死体

ワンポイント安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所
CSP労働安全コンサルタント　二階堂　久



電気使用による事故や労働災害の防止

産業廃棄物業の事業場の安全点検を行って、電気に関係する指摘事項のうち、最も多いものが２つあります。みなさんの職場は大丈夫でしょうか。自主点検の参考としてください。

一番多い指摘事項が**図表１**や**図表２**のような仮設電線や移動電線を床面に這わせての使用です。

図表１　車両に踏まれそうな電線



図表２　つまずいて転びそうな電線



図表１は、処理施設内の舗装面に電線を這わせています。

車両がもう少しバックしたら、電線がつぶれてしまいます。路面に這わせないことを考えることが大切ですが、やむを得ず這わせる場合は電線が車両に踏まれても損傷しないように、キャブタイヤプロテクターなどを使用します。

図表２は、処理施設の建屋内の電気配線です。

電線を床面に這わせています。この場合は作業者が通行したら、つまずいて転倒することが明らかです。機械の架台に電線を抱かせるなどの整線を行い、転倒防止対策が必要です。

次いで多い指摘事項の電工ドラムに関する注意事項は、次ページとなります。

労働安全衛生規則第 338 条（仮設の配線等）

事業者は、**仮設の配線又は移動電線を通路面において使用してはならない。**

ただし、当該配線又は移動電線の上を車両その他の物が通過すること等による絶縁被覆の損傷のおそれのない状態で使用するときは、この限りでない。

（注）ただし書きは、右のようなキャブタイヤプロテクターを使用する場合などのことです。



労働安全衛生規則第 544 条（作業場の床面）

事業者は、**作業場の床面については、つまずき、すべり等の危険のないもの**とし、かつ、これを安全な状態に保持しなければならない。

～ワンポイント安全衛生～

電工ドラムは、**図表３**のように電線を巻いたままたくさんの電流を使用すると、電線が溶けてしまうことがあります。最悪は火災に繋がります。

電工ドラムのメーカーは、使用上の注意事項として、『巻いたままで５Ａ（アンペア）以下まで。全部引き出せば合計で１５Ａ（アンペア）まで使用できます。』と注意を促しています（**図表４**）。

また、東京消防庁も同様の注意喚起を行っています（**図表５**）。

図表３　電線を巻いたまま使用



図表４　安全上のご注意（㈱畑屋製作所）



図表５　再確認！コードリールの正しい使い方（東京消防庁）



上記に電流（アンペア）などを使用して説明しましたが、電気に関する基礎知識を復習します。

東京電力エナジーパートナーＨＰの「でんきガイド」を参考に抜粋します。

・電圧（電気を押し出す力）
　：Ｖ〔ボルト〕
・電流（電気の流れる量）
　：Ａ〔アンペア〕
・電力（電気が仕事をする力）
　：Ｗ〔ワット〕

それぞれの関係式は、

・**電力（Ｗ）＝電圧（Ｖ）×電流（Ａ）**

１００Ｖで５Ａは、５００Ｗです。

電工ドラムの電線を巻いたままグラインダーの使用が出来ないことがわかります。

図表６　RYOBI ディスクグラインダーの例



ＣＳＰ労働安全コンサルタント（Certified Safety Professional Consultant）とは、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者

～相談事例～

こんな時、どうするの？
市の清掃センターで産業廃棄物かといわれたのですが。



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

（相談者）
市の清掃センターに、うちの工場から出る「葉っぱ」と「紙」を持ち込みたいと打診したら、紙パルプ製造業か？と言われまして。紙パルプ製造業ではないのですが、産廃だと思っているのか「量」が多いからなのか、いつも折り返しの問い合わせが入るのです。工場の運営上、制度を理解して上手に説明できるようにしておきたいと思い相談しました。

（協会）
今まではどうしていたのですか。

（相談者）
市の清掃センターに搬入していましたが、けげんな顔をされていました。

（協会）
まず、事業者の責務として、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正処理しなければなりません。一般廃棄物なら一般廃棄物として、産廃なら産廃としてです。
産廃かどうか、「葉っぱ」「紙」「木くず」「繊維」などの自然由来のものは業種指定があり、どのような事業活動から生じたのかを考え判断します。産廃に該当しなければ一般廃棄物です。特に、貴社は製造業ですから、会社全体の業種でなく、その廃棄物が発生している貴工場の事業が日本産業分類で何に分類されるか考える必要があります？

（相談者）
製造業で葉っぱや紙は当社の製品材料ですが、紙、パルプ製造業ではありません。

（協会）
「紙くず」は、建設業や紙パルプ製造業、出版業に伴って排出したものだけが産業廃棄物になります。「葉っぱ」も食料品製造業でなければ産業廃棄物の「動植物性残渣」にはなりません。どうも一般廃棄物のようですが、排出される貴工場のその事業を整理しましょう。
清掃センターは、一度に搬入される「量」が多いことが気になるのかもしれませんし、受け入れ全体量が想定を超え、排出抑制目標の達成が難しいと思っているかもしれません。

（相談者）
我々は、一回の搬入量を少量にすることはできますが、排出量の削減は難しいです。

（協会）
ちなみに、貴工場がある市町に民間の一般廃棄物を受け入れることのできる焼却施設があります。一度にたくさん出てしまうときのために処分先をもう一つ確保しておくとか、また、植物の種類によっては売却する例もありますし、一般廃棄物を受け入れていれば処分の委託もできます。いずれも貴社から委託することができますので、自由度は高まるかもしれません。

（相談者）
売却は考えもしませんでした。利用の視点も考えてみます。

－組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところでありますが、11 月 1 日現在、正会員 194 社・賛助会員 23 社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。
お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

電気代高騰にお悩みの事業者様へ

脱炭素の取組が電気使用量の削減につながることをご存じでしたか？



ニュートラくん
とちぎカーボンニュートラル実現リーダー

主催：栃木県

参加費 無料

栃木県脱炭素推進セミナー

電気使用量等の削減に役立つ省エネ手法の考え方、補助金の利用実績、脱炭素を進めるにあたっての心構えをわかりやすくご紹介します！

日　時

令和５(2023)年 **11月28日(火)** 14：00～15：40
（※受付13：30から）

会　場

栃木県庁北別館 会議室201 宇都宮市戸祭元町1-25 (オンライン併催)

※お車でご来場の際は、県庁地下駐車場をご利用ください。受付スタンプを押印致しますので、駐車券を会場までお持ちください。

プログラム



（１）コスト削減と脱炭素の両立を目指して（70分）

（NPO法人栃木県環境カウンセラー協会　野沢 定雄 氏）

－　休　憩（10分）　－

（２）栃木県補助金の利用実績紹介（15分）

（栃木県気候変動対策課）

（３）質疑応答（5分）

※セミナー終了後、アンケートへの ご協力をお願いいたします。



申込締切

令和5(2023)年11月21日(火) 12:00まで

※参加ご希望の方は下記項目をご記入頂き、メールまたはFAXにて、栃木県地球温暖化防止活動推進センターまでお申し込みください。
※オンライン参加をお申し込みの方には、開催日の概ね2日前に、お申し込み頂いたE-mailアドレスへ会議の配信URLを送信いたします。

事業所名				参加方法	□ 会場参加 □ オンライン参加
参加者名		TEL	－　－	FAX	－　－
E-mail				参加人数	

【お問合せ先】栃木県地球温暖化防止活動推進センター（担当：石濱）
〒329-1198　栃木県宇都宮市下岡本町2145-13
TEL：028-673-9101／FAX：028-612-6611／E-mail：stochi@tochieco.jp

栃木県気候変動適応センター通信26号

令和５(2023)年10月

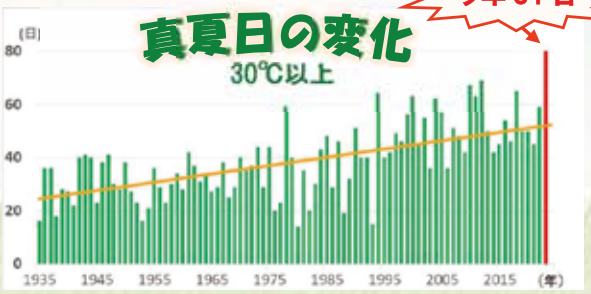
今年の猛暑日・真夏日 過去最多！

宇都宮地方気象台の観測では、最高気温が35℃以上である「猛暑日」と、最高気温が30℃以上である「真夏日」の両方が、過去最多日数となりました。

今夏の猛暑は異常気象であるとされました※が、厳しさを増す気候変動の影響により今年の気温が日常となるかもしれません。

（※ 気象庁 異常気象分析検討会）

今年81日



今年23日



：長期変化傾向（トレンド）　※気象庁データから作成

今夏、宇都宮地方気象台の観測では、真夏日は81日、猛暑日は23日を記録し、過去最多を更新しました。

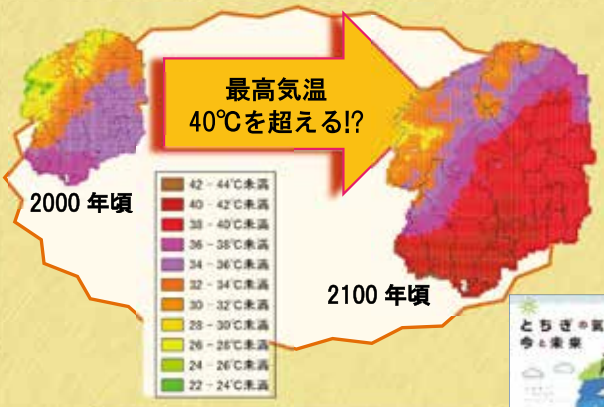
また、宇都宮の観測点（宇都宮地方気象台）が現在の場所に移転した1935年以降の約90年間をみると、真夏日は約30日も増加してます。

気候変動により、夏の厳しさは増しており、熱中症リスクが非常に高まっています。

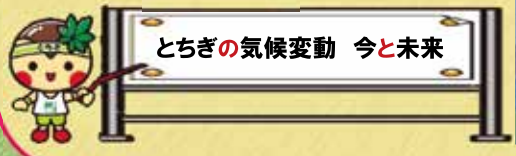


さらに 栃木県の将来予測では、夏が 長く 厳しく なる !?

栃木県が行った「気候変動影響評価」では、今後、追加的な温室効果ガスの排出抑制対策を行わない場合、更なる気温の上昇が予測されています。2100年頃の栃木県では、地域によっては、最高気温が40℃を超え、30℃以上となる真夏日が３か月以上観測される可能性があります。









気象観測データや将来予測に関する情報から、県内の将来気候について、時間的・空間的に詳細な解析を行い、予測マップで「見える化」しました。ぜひ、ご覧ください。

とちぎの気候変動　今と未来　検索

栃木県気候変動適応センター【事務局：栃木県環境森林部気候変動対策課　☎028-623-3187】

気候変動とその影響、気候変動影響による被害を回避・軽減するための適応策に関する情報はセンターHPを御覧ください。

（https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/tochi-tekiou.html）

HP　X（旧 Twitter）

「アニサキス」による食中毒　～生鮮魚介類は寄生虫に要注意！～

食中毒の原因は細菌やウイルスによるものなど様々ありますが、中でも近年、「アニサキス」による食中毒の発生が急増しており、注意が必要です。

アニサキスとは、生鮮魚介類(サバ、アジ、サンマ、カツオ、イカ、イワシ等)に寄生する寄生虫（線虫）で、長さ約 2～3 センチ、白色で少し太い糸状であるのが特徴です。刺身や寿司などの生鮮魚介類を食べることで、アニサキスの幼虫が生きたまま人の体内に入ることがあり、胃壁や腸壁に刺入(しにゅう)して激しい痛みなどの食中毒症状を引き起こします。

生の魚介類は、以下の予防方法を参考に安全においしく食べましょう！


▲アニサキス
出典:厚生労働省ホームページ「アニサキスによる食中毒を予防しましょう」

＜アニサキス食中毒の予防方法＞

- 魚を購入する際は新鮮なものを選び、速やかに内臓を取り除く
- 内臓を生で食べない
- 目視でよく確認して、アニサキスを確認したら、確実に除去する
- 冷凍（-20℃で 24 時間以上）又は加熱（70℃以上、又は 60℃で 1 分）する

※一般料理で使用される食酢での処理や塩漬けをしても、また、しょうゆやわさびを付けても、アニサキスは死滅しません！

お知らせ【令和５(2023)年度食品安全セミナー】

「ギョギョギョッと驚くなかれ！　魚介類とあなたの知らない食中毒の世界･･･」

安全においしく魚を食する知識を習得するため、魚介類の食中毒について学ぶセミナーです。是非御参加ください！

開催日：11 月 27 日（月）

時間：13:30～15:30
会場：栃木県庁研修館講堂
申込み方法：右の二次元コードからお申し込みください。
（電子申請）
申込期限：11 月 20 日（月）
定員：70 名（申込み先着順）

～食中毒・セミナーに関するお問い合わせ先～
栃木県保健福祉部生活衛生課　食品安全推進班　電話 028(623)3114

ライトアップ 奥日光

楽しみ方ガイド

2023.11.11 sat ～ 2023.11.19 sun

浅草から特急とバスを乗り継いで約１５０分。
今年はイギリスフェアも開催！
温かい服装でお越しください！

実施スケジュール（2023.11.11 ～ 11.30）

		11(土)	12(日)	13(月)	14(火)	15(水)	16(木)	17(金)	18(土)	19(日)	～30(木)
	中禅寺立木観音（ライトアップ）	★	★	★	★	★	★	★	★	★	
①	中禅寺立木観音（拝観時間延長・特別御朱印）	★	★								
	立木観音夜市	★	★								
②	大使館別荘記念公園（ライトアップ・開館時間延長）	★	★	★	★	★	★	★	★	★	
③	二荒山神社中宮祠（ライトアップ・拝観時間延長）	★	★	★	★	★	★	★	★	★	
	二荒山神社中宮祠（特別御朱印）	★	★	★	★	★	★	★	★	★	
④	華厳ノ滝ライトアップ	★	★	★	★	★	★	★	★	★	
⑤	大鳥居ライトアップ	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
⑥	湖畔イルミネーション	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
⑦	中禅寺湖遊覧船ナイトクルーズ	★	★					★	★	★	
⑧	イギリスフェア	★	★	★	★	★	★	★	★	★	
⑨	湖畔のマルシェ	★	★						★	★	
⑩	東武バス（中禅寺温泉～立木観音・遊覧船発着所）	★	★	★	★	★	★	★	★	★	
⑪	明智平ロープウェイ	★	★						★	★	
⑫	総合案内所	★	★	★	★	★	★	★	★	★	

実施時間

①～④ 16:30～19:00　⑤⑥ 16:30～21:00　⑦3便運行（16:40/17:30/18:20）　⑨ 12:00～19:00　⑩16:20より20分間隔で運行（「中禅寺温泉」～「立木観音・遊覧船発着所」）間を往復運行　⑪営業時間延長（18:00まで）　⑫16:30～19:00（日光自然博物館広場 脇）

アクセス

詳しくはこちら！

電車とバスをご利用の方

東武線「浅草駅」または「JR 新宿駅」から特急で「東武日光駅」下車。
または JR利用で JR 日光線「日光駅」下車。
東武バス「中禅寺温泉・湯元温泉行き」に乗り換え、「中禅寺温泉」下車。徒歩約5分

浅草駅 ― 東武特急リバティ スペーシア スペーシアX（約110分）
新宿駅 ― JR・東武直通特急（約120分）
東京駅 ― 東北新幹線（約50分） ― 宇都宮駅 ― JR日光線（約40分）
仙台駅 ― 東北新幹線（約75分） ― 宇都宮駅 ― JR日光線（約40分）

東武日光駅 ― 東武バス（約40分）
JR日光駅 ― 東武バス（約40分）

中禅寺温泉 ― 徒歩（約5分）
中禅寺温泉 ― 徒歩（約5分）

華厳ノ滝
華厳ノ滝

お車をご利用の方

東北自動車道 宇都宮ICから日光宇都宮道路に入り、清滝IC、いろは坂経由で約50分

浦和IC ― 東北自動車道（約100km） ― 宇都宮IC ― 日光宇都宮道路（約25km） ― 日光IC ― 日光宇都宮道路（約6km） ― 清滝IC ― 一般道（約15km）
仙台宮城IC ― 東北自動車道（約230km） ― 宇都宮IC ― 日光宇都宮道路（約25km） ― 日光IC ― 一般道（約2km） ― 世界遺産日光の社寺（・日光東照宮・日光山輪王寺・日光二荒山神社） ― 一般道（約15km）

長岡JCT ― 関越自動車道（約200km） ― 高崎JCT ― 北関東自動車道（約100km） ― 宇都宮IC ― 日光宇都宮道路（約32km） ― 中禅寺温泉 ― 一般道（約14km）
長岡JCT ― 関越自動車道（約150km） ― 沼田IC ― 国道120号（金精峠）（約68km）（冬季通行止）

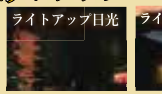
華厳ノ滝
華厳ノ滝

駐車場について

華厳ノ滝の最寄りの駐車場は華厳第一駐車場・華厳第二駐車場と二か所あります。第一駐車場の約100m先が第二駐車場になっています。
華厳ノ滝までは、どちらの駐車場からでも徒歩で約２・３分です。
※有料駐車場は22時まで営業です。※混雑時には、湖畔駐車場、県営南駐車場、歌ヶ浜第一駐車場をご利用ください。

日光ライトアップめぐりスタンプラリー

～集めたスタンプ数に応じてオリジナルノベルティや宿泊券など豪華賞品が当たる！～



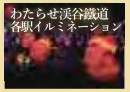
開催期間 11/3(金祝)～5(日)



開催期間 11/11(土)～19(日)



開催期間 10/27(金)～29(日)、11/3(金祝)～5(日)、11/10(金)～12(日)



開催期間 12/3(日)～2月末予定

スタンプラリー詳細はこちら！

中禅寺立木観音 夜間参拝～光の香炉～
観音夜市＆エシカルなカーボンニュートラル中禅寺開催！
開催期間 11/3(金祝)～5(日) 16:30～19:00 ※高校生以上、献香料100円賜ります。

公式WEBサイト

イベントの詳細については「ライトアップ奥日光」公式WEBサイトでご確認ください。

https://www.kegonfall.org 参照

本企画についてのお問い合わせ：奥日光観光事業振興会（日光市観光協会日光支部内） TEL 0288-22-1525

お問い合わせ / 日光市観光協会 TEL 0288-22-1525　ライトアップ奥日光公式ホームページ https://www.kegonfall.org
主　催 / 奥日光観光事業振興会
協　賛 / 奥日光湯元温泉旅館協同組合・奥日光観光サービス・JTB旅ホ連日光地区会・中禅寺温泉旅館協同組合
中禅寺温泉飲食物産店組合・㈱日光自然博物館・レイクサービス・日光商工会議所・ザ・リッツ・カールトン日光
中禅寺金谷ホテル（順不同）
後　援 / 日光山中禅寺立木観音・日光二荒山神社中宮祠・東京電力パワーグリッド㈱栃木総支社・㈱関電工・東武鉄道㈱
東武興業㈱・東武バス日光㈱・栃木トヨタ自動車㈱・栃木トヨペット㈱・栃木日産自動車販売㈱
日産プリンス栃木販売㈱・日光交通㈱（順不同）

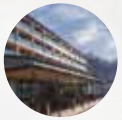
ライトアップ
奥日光

イギリスフェア

奥日光は明治後期から大正にかけて、外国人大使たちが別荘を建てて休暇中を過ごした国際避暑地です。その先駆けであるのがイギリス人のアーネスト・サトウ。奥日光の自然を愛し、何度も通いつめました。優雅な雰囲気を残す奥日光の魅力を、季節を通して楽しんでいただきたいと、地域一体となって様々なコンテンツをご用意しています。アーネスト・サトウになったつもりで、ゆったりと奥日光へおいでください。



英国大使館料理長のレシピで
イギリス伝統スコーンが楽しめる！



イベント周遊スタンプラリー開催
ザ・リッツ・カールトン日光の宿泊券が当たる！

その他にも特別なコンテンツをご用意しております

★英国大使館別荘記念公園内ティールームで期間限定特別メニュー
★ザ・リッツ・カールトン日光 レークハウスにて期間限定のイギリスメニューのテイクアウト
★イギリス料理 × 奥日光の食材 各店舗の創作おもてなしメニュー

各コンテンツの詳しい開催日、時間、場所等はスタンプラリーの台紙（別紙）をご覧ください。

Contents 1 ライトアップ

期間中はさまざまな建造物がライトアップされ、夜の奥日光に美しく浮かび上がります。
※環境に配慮しコンテンツの一部は電気自動車を電源としています。


A 華厳ノ滝
11/11(土)～11/19(日)
16:30～19:00


B 中禅寺湖畔イルミネーション
11/11(土)～11/30(木)
16:30～21:00

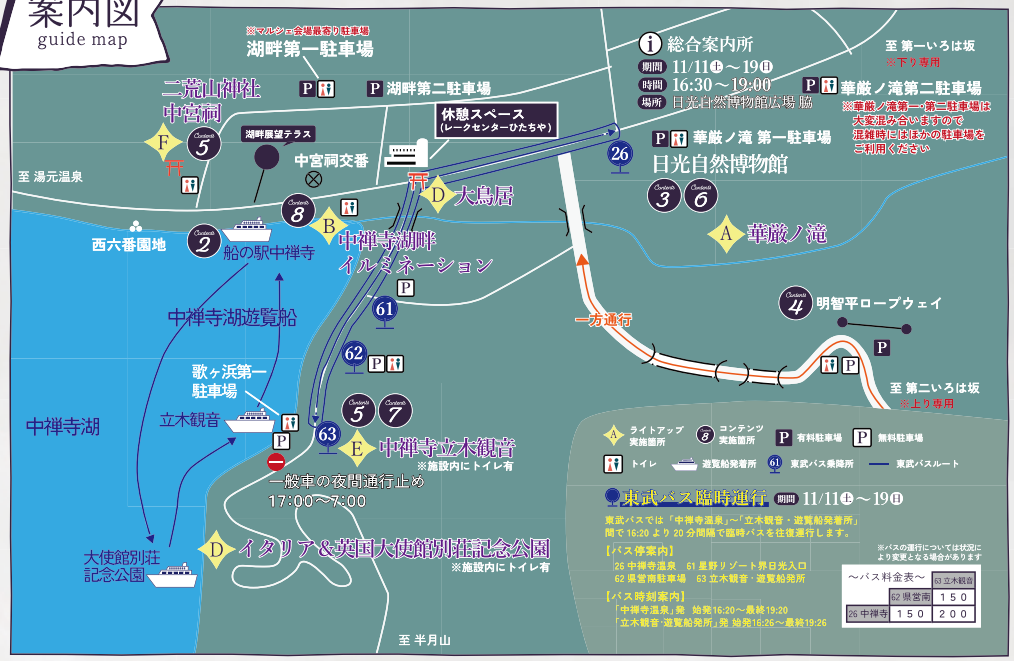

C 大鳥居
11/11(土)～11/30(木)
16:30～21:00


D 大使館別荘記念公園
11/11(土)～11/19(日)
16:30～19:00
開館時間延長
11/11(土)～11/19(日)
19:00 まで


E 中禅寺立木観音
11/11(土)～11/19(日)
16:30～19:00
拝観時間延長
11/11(土) 12(日)
16:30～19:00


F 二荒山神社中宮祠
11/11(土)～11/19(日)
16:30～19:00
拝観時間延長
11/11(土)～11/19(日)
19:00 まで

案内図 guide map



Contents 2 中禅寺湖遊覧船 ナイトクルーズ

奥日光の満天の星空の元、夜の特別運航を実施します。
毎回 18:20 の最終便では、星空の解説員が同船して星空の観察会を開催します。

運航日 11/11(土) 12(日) 17(祭) 18(土) 19(日)
出航時間 16:40 17:30 18:20
運賃 大人 1,320 円 小人 660 円 ※一部区間無料 ※別途区間券あり
出航場所 船の駅中禅寺 ※所要時間一周約 40 分 ※天候により運休の可能性があります

Contents 3 中禅寺温泉ネイチャー &歴史満喫ウォーク

ライトアップ奥日光に合わせたスペシャル企画！夕方は郷土史研究家による街歩きガイド、日が暮れてからは自然解説員の案内でニホンジカやムササビなどの生きもの探しを中心としたプチナイトハイキングを行います。晩秋の奥日光で、自然と歴史とライトアップのすべてを満喫しませんか？
※要予約（「ライトアップ奥日光」公式サイトをご確認ください。）



開催日 11/12(日) 16(木)
開催時間 14:45～18:15
（集合：日光自然博物館　解散：歌ヶ浜第一駐車場）
コース 自然博物館⇒イタリア＆英国大使館別荘記念公園⇒歌ヶ浜第一駐車場
料金 3,000円

Contents 4 明智平ロープウェイ

幻想的な「ライトアップ奥日光」の全景が見渡せます。夕暮れに浮かび上がる山の稜線とライトアップの共演も見どころです。

営業時間延長日 11/11(土) 12(日) 18(土) 19(日)
延長時間 16:30～18:00
運賃 往復1,000円
※上り最終便出発時刻 17:40
※下り最終便出発時刻 18:00
※天候により運休の可能性があります

Contents 5 「中禅寺立木観音」「二荒山神社中宮祠」特別御朱印

「ライトアップ奥日光」の期間中にだけいただける特別御朱印をご用意いたします。（夜間拝観時間のみ授与）

中禅寺立木観音
期間 11/11(土) 12(日) 16:30～19:00
献香料 100円（高校生以上）
御朱印料 500円

二荒山神社中宮祠
期間 11/11(土)～11/19(日) 16:30～19:00
御朱印料 500円

Contents 6 「ライトアップ奥日光」限定 星カード

日光市内の各地点から望む星空をカードにした「星カード」が、「ライトアップ奥日光」特別バージョンで登場！裏面の QR コードを読み込むことで、奥日光の星空に関する解説を聞くことが出来ます。



配布日時 11/11(土)～11/19(日) 16:30～19:00
配布枚数 1,500枚
配布場所 ライトアップ奥日光総合案内所（日光自然博物館広場 脇）
※先着順　※なくなり次第終了　※無料

Contents 7 立木観音夜市

ライトアップされた幻想的な奥日光で、日光グルメを楽しめる夜市をオープン。
有名店が集結し、日光ならではの限定メニューも楽しめます。

開催日時 11/11(土) 12(日) 16:30～19:00
出店場所 中禅寺立木観音境内

Contents 8 湖畔のマルシェ



中禅寺湖畔にてキッチンカーが出店。
休憩スペースもご用意しておりますので、湖畔のイルミネーションを見ながらゆっくりお食事をお楽しみください。※天候により中止の可能性があります

開催日時 11/11(土) 12(日) 18(土) 19(日) 12:00～19:00
出店場所 中禅寺湖畔イルミネーションそば
休憩スペース レークセンターひたちや
※休憩利用の際にはワンドリンクのご注文をお願いします
※利用可能な時間は 13:00～19:00 です

栃木県内のまつり・イベント情報（11月・12月）

本物の出会い 栃木

期日	名称	市町名	場所（集合場所）	問い合わせ	TEL
10月14日（土）～11月14日（火） ■10月 9:00～17:00 （受付は16:00まで） ■11月 9:00～16:30 （受付は15:45まで）	■御食堂室内特別公開 ■御日拝所室内特別公開	日　光　市	日光田母沢御用邸記念公園 （日光市本町8-27）	日光田母沢御用邸記念公園	0288-53-6767
10月18日（水）～2月14日（水） ■平日　15:30～21:00 ■土・日・祝　15:30～21:30 ※予定	光の花の庭　フラワーファンタジー2023	足　利　市	あしかがフラワーパーク （足利市迫間町607）	あしかがフラワーパーク	0284-91-4939
10月21日（土）～11月12日（日） 9:00～16:00	第72回小山市菊花大会	小　山　市	道の駅思川 （小山市大字下国府塚25-1）	小山晃思会事務局	0285-30-4772 ※土・日・祝日は除く
・11月3日（金・祝）～5日（日） 16:00～21:00（最終受付20:30） ・11月10日（金）～12日（日） 16:00～19:00（最終受付18:30）	日光山輪王寺 逍遥園ライトアップ	日　光　市	日光山輪王寺 逍遥園 （日光市山内2300）	日光山輪王寺	0288-54-0531
10月28日（土）～ 11月12日（日）　予定	足利灯り物語2023	足　利　市	・史跡足利学校 （足利市昌平町2338） ・鑁阿寺 （足利市家富町2220） ・足利織姫神社 （足利市西宮町3889）	（一社）足利市観光協会	0284-43-3000
10月～12月　詳細未定	日光手打ちそばスタンプラリー	日　光　市	日光市内の参加各店	日光市農政課	0288-21-5171
11月1日（水）～2月29日（木）	うずまの竹あかり	栃　木　市	巴波川沿い（栃木市倭町） ※常盤橋～幸来～巴波川橋　までの左岸約500m	・栃木市観光振興課 ・（一社）栃木市観光協会	・0282-21-2374 ・0282-25-2356
11月中旬～下旬　詳細未定	太平山もみじまつり	栃　木　市	太平山 （栃木市平井町周辺）	・栃木市観光振興課 ・（一社）栃木市観光協会	・0282-21-2374 ・0282-25-2356
11月中旬～下旬　詳細未定	出流新そばまつり	栃　木　市	出流観光会加盟店各店 （栃木市出流町）	（一社）栃木市観光協会	0282-25-2356
11月11日（土）	第12回歌麿まつり	栃　木　市	とちぎ蔵の街大通りを中心とした街中周辺	栃木市蔵の街課	0282-21-2573
11月11日（土）～12日（日）	第22回蔵の街ふるさとまつり	栃　木　市	とちぎ蔵の街大通りを中心とした街中周辺	・栃木商工会議所 ・栃木市商工振興課	・0282-23-3131 ・0282-21-2508
11月11日（土） 9:00～17:00	第45回足利繊維まつり	足　利　市	足利織物会館2階 足利織物伝承館ほか （足利市通3丁目2589）	足利繊維まつり実行委員会 （足利織物会館）	0284-21-1511
11月11日（土）～12日（日） 9:30～15:00	第15回 そば天国『鹿沼そば味比べ！』	鹿　沼　市	鹿沼市花木センター （鹿沼市茂呂2086-1）	鹿沼そば振興会 （鹿沼市観光交流課内）	0289-63-2188
11月11日（土）～12日（日）	第30回おやまバルーンフェスタ	小　山　市	小山総合公園森のはらっぱ （小山市外城371-1）	おやまバルーンフェスタ 実行委員会事務局　嶋田様	090-3577-4759
11月18日（土）～19日（日）	第42回 ふる里あわの秋まつり	鹿　沼　市	粟野コミュニティセンター （鹿沼市口粟野1780）	ふる里あわのづくり協議会 （粟野商工会内）	0289-85-2281
11月19日（日）～20日（月） 開催予定	恵比寿講	足　利　市	西宮神社 （足利市西宮町2931）	西宮神社	0284-21-6790
11月25日（土）～12月3日（日）	屋台のまち中央公園もみじまつり（掬翠園もみじのライトアップ）	鹿　沼　市	屋台のまち中央公園 （鹿沼市銀座1-1870-1）	（一社）鹿沼市観光協会 （屋台のまち中央公園内）	0289-60-6070
11月26日（日）	都市公園制度制定150周年記念秋の音楽祭2023（3）	日　光　市	日光田母沢御用邸記念公園　研修ホール （日光市本町8-27）	日光田母沢御用邸記念公園	0288-53-6767

※イベント中止等の場合がありますので、お出かけの際は上記にお 問い合わせください。

ライフプランコラム「いま、できる、こと」

日本人は保険好き、そんなふうに言われていますが、実は……

よく、日本人は保険好きだと言われます。生命保険文化センターの調べ※1では、一世帯当たりの年間保険料は平均で37万1千円だとか。例えば、これを30年間払い続けるとトータルで1,113万円、40年間だと1,484万円になります。言ってみれば、子ども一人当たりの教育費※2に匹敵する支出規模ですね。でも、保険のお金を“人生の3大支出”に仲間入りさせる考え方は少ない＊ような気がします。なぜでしょうか？

＊“人生の3大支出”に厳密な定義があるわけではないので、あくまでも筆者の見解です。

まず、保険のお金は、給与天引き等を通じて毎月決まった金額を支払うのが一般的で、まとまった金額を支払うことがあまりないから、という理由が考えられます。一世帯当たりの年間37万1千円という保険料も、毎月だと3万円と少しになりますので、“人生の3大支出”という言葉からイメージされる「大きな買い物感」はないのかも知れません。

そして、保険のお金を“支出”と考える意識が低い、ということも考えられます。そもそも保険とは「めったに起こらないけれど、それが起こった場合に経済的な損失が大きいリスクに備えて保障を買う」という行為ですが、むしろ、「保険で元が取れるか取れないか」といった損得勘定で語られることが未だに多いのではないでしょうか。我々現役世代は、親世代とは異なり、低金利時代に生きている、ということを改めて認識し、保険には貯蓄機能ではなく、保障機能のほうを求めるべきでしょう。

そしてもう1つ、日本人は保険好きと言われていますが、実は、一世帯当たりの年間保険料は年々減ってきている、ということが挙げられます。「人生100年時代」という流行語からは、何となく「今まで以上に備えが必要だから、保険料も増えているだろう」と思いがちですが、実際はその逆だということです。ですので、保険のお金が“人生の３大支出”に仲間入りする日は少し遠のいているようにも思います。

■世帯別年間保険料と死亡保険金額※3

	年間保険料	死亡保険金額
平成21年	45.4万円	2,978万円
平成24年	41.6万円	2,763万円
平成27年	38.5万円	2,423万円
平成30年	38.2万円	2,255万円
令和3年	37.1万円	2,027万円

※3　出所は※1と同じ、対象は全生保(民保、簡保、JA、県民共済、生協等を含む)

なお、生命保険会社に勤めている知り合いに、保険料が年々減っている理由を尋ねたところ、即答で「死亡保障の金額が年々減ってきているから」とのこと。「保険は必要な分だけ入る」と考え、その見直しをされる方が増えているそうです。そして、その見直しは毎月だと小さな金額かも知れませんが、30年、40年という期間では大きな節約につながるはずです。つまり、保険のお金は“人生の3大支出”というよりも、“人生の3大節約（の一つ）”と呼ばれる日の方が早く来るような気がします。

※1　出所：公益財団法人 生命保険文化センター「2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査＜速報版＞」（2021年9月）
※2　先月の当コラム「子どもの教育費は“負担”ではなく、“投資”という捉え方」参照

大和証券　ライフプランビジネス部
2023/10/30作成


栃木県誕生一五〇年記念　下野新聞創刊一四五周年記念
文晁と北斎
―このふたり、ただものにあらず
葛飾北斎《富嶽三十六景　神奈川沖浪裏》（部分）
1830-32（天保元-3）年頃　大田区立龍子記念館蔵
2023年
10月21日［土］＊11月20日［月］に展示替えを実施します。
～12月24日［日］
開館時間：9時30分～17時（入館は16時30分まで）　休館日：月曜日
観覧料：一般1,000（900）円、大高生600（500）円、中・小学生以下無料
＊（ ）内は20名以上の団体料金　＊無料日：11月3日（金・文化の日）
栃木県立美術館
Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts
主催：栃木県立美術館、下野新聞社
後援：朝日新聞宇都宮総局、宇都宮コミュニティFMミヤラジ、
NHK宇都宮放送局、エフエム栃木、産経新聞社宇都宮支局、
東京新聞宇都宮支局、とちぎテレビ、栃木放送、
日本経済新聞社宇都宮支局、毎日新聞宇都宮支局、
読売新聞宇都宮支局
谷文晁《金碧山水図》（部分）1806（文化3）年

～栃木県立美術館からのお知らせ～


谷文晁《渓山無尽図巻》(部分) 1786(天明6)年 秋田市立千秋美術館

文晁と北斎
―このふたり、ただものにあらず


伝 谷文晁《真景画帖(御巡見時縮写)》
1793(寛政5)年


谷文晁《青緑赤壁山水図》


谷文晁《仏涅槃図》1802(享和2)年 大統寺(福島県白河市)

江戸時代中期から後期(18世紀末から19世紀前半)にかけて、谷文晁(1763-1840)と葛飾北斎(1760-1849)の人気ぶりは凄まじいものがありました。文晁と北斎はまさに江戸絵画界の二大ブランドといっても過言ではないスーパースターといえるでしょう。そして、この二人はほとんど同じ時代を生き、制作と研究に力を注いで、3歳ほど年長の北斎は数え90歳、文晁は78歳まで活躍して人生を終えました。

さて、この両人については、飯島虚心『葛飾北斎伝』(1893年刊)に面白いエピソードが残っています。11代将軍家斉が北斎の評判を耳にし、浅草の伝法院に北斎を呼びます。北斎はそこで席画の披露を求められますが、その場に呼ばれたもう一人の画家が谷文晁でした。先ずは文晁が見事な席画を描いた後、北斎は長い紙を広げ、太い筆で藍色の帯を一刷きします。そして、その上に朱色の絵具を足裏に付けた鶏を放ち、その朱の足跡を「龍田川の紅葉でございます」と将軍に申上げたというのです。真偽のほどはわかりませんが、ここには正統派の大御所文晁と庶民派の奇才北斎のコントラストが反映されています。

本展では、その二人の作品を展観することで、江戸時代中・後期の絵画受容のあり方を想像してみたいと考えています。文晁による初公開の《東海道・中山道・木曽街道真景図巻》など約40点と、同じく初公開を含む北斎の肉筆画など約40点、さらには世界的に有名な「神奈川沖浪裏」、赤富士としても名高い「凱風快晴」など《富嶽三十六景図》全46図を展示紹介(半期ずつ)することにより、江戸絵画の二大ブランドとなった二人の作品の受容の様相を概観します。

［関連イベント］
①「放談 ―文晁と北斎、ただものではないふたり」
講師:板倉聖哲氏(東京大学東洋文化研究所教授)
樋口一貴氏(十文字学園女子大学教授)
橋本慎司(当館副館長兼学芸課長)
日時:10月21日(土) 午後3時～ (90分程度)
会場:当館集会室(当日の企画展観覧券が必要)
＊定員80名 事前申込み不要、先着順

② 担当学芸員によるギャラリートーク
＊事前申込み不要
日時:10月21日(土)、11月18日(土)、12月16日(土)
＊各回とも午後1時30分～ (1時間程度)
会場:企画展示室(当日の企画展観覧券が必要)

［同時開催］
コレクション展Ⅲ 木版画の表現
10月21日(土)～12月24日(日)

［宇都宮美術館のご案内］
ヨシタケシンスケ展かもしれない
10月15日(日)～12月24日(日)
問合せ先:028-643-0100


葛飾北斎《潮干狩図》


葛飾北斎《珊瑚引き図》1839(天保10)年


葛飾北斎《立美人図》
1810～19(文化7～文政2)年頃


葛飾北斎《合鏡美人図》
1810～19(文化7～文政2)年頃


葛飾北斎《生首の図》1842(天保13)年
摘水軒記念文化振興財団


葛飾北斎《富嶽三十六景》のうち
「凱風快晴」1830～32(天保元～3)年頃
大田区立龍子記念館



［交通案内］
○電車・バス
・JR東京駅から東北新幹線にて約50分
・JR宇都宮駅(西口6番・7番バス乗場)、
東武宇都宮駅から「関東バス作新学院・駒生行き」にて
「桜通十文字」バス停下車 徒歩5分
○自家用車
・東北自動車道鹿沼ICより約10km、約20分
・北関東自動車道壬生ICより約13km、約25分

栃木県立美術館
Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts
〒320-0043 宇都宮市桜4-2-7
Tel.028-621-3566
http://www.art.pref.tochigi.lg.jp/

会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行うこととなりました。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

≪登録方法のご案内≫

■送信先：協会 e-mail　**info@tochigi-sanpai.or.jp**

＊メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

＊本文に　①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力

何かご不明な点がございましたら、協会事務局までご連絡ください。TEL028-612-8016

― 編 集 後 記 ―

今年は、文化祭や収穫祭など大勢が集えるようになりました。会場まで車での移動が主ですが、観光地や大規模イベントではパーク＆ライドが浸透し、駅前の駐輪場にレンタル自転車店が併設されるようになりました。街路の紅葉を眺め、落葉の乾いた音も格別です。

さて、トップセミナーでは、カーボンニュートラルをテーマに講演があり、先進例として、会員の㈱ダイセキ MCR 様の表彰が紹介されました。この表彰では、炉をグリーンエネルギーに転換し、カーボンニュートラルに貢献したことが評価されたと伺いました。

「グリーンエネルギー」という言葉は知ってはいましたが、私には縁遠いものでした。㈱ダイセキ MCR 様は、大量のエネルギーを消費していると自覚し、14 年前から CO_2 削減に取り組まれていたとのこと。自身の消費量を「自覚」し事業を躍進させる「意欲」が伝わり、必然の成果と感じました。「削減」には「我慢」というマイナスイメージが伴いますが、私が今やるべきことは削減だけではないと、行動変容のヒントをいただきました。

― 事務局だより ―

☆ 10 月 6 日（金）

環境学習出前授業が、益子町の益子小学校において開催され、青年部の小林正幸部長、山本晃司副部長、熊本幹事、村上部員が参加しました。

☆ 10 月 10 日（火）

関東地域協議会災害廃棄物委員会が、Web 会議において開催され、加藤副会長、大森事務局長が出席しました。

☆ 10 月 11 日（水）

㈱全国産業資源循環連合会理事会が、ハイブリット形式において開催され、菊池会長が出席しました。

☆ 10 月 17 日（月）

関東地域協議会建設廃棄物対策委員会及び実務担当者会議が、東京都中央区の八重洲倶楽部において開催され、加藤副会長、大森事務局長、中指事務局次長が参加しました。

☆ 10 月 20 日（金）

㈱東京都産業資源循協会青年部発足 30 周年記念行事が、東京都台東区の浅草ビューホテルにおいて開催され、小林部長と山本副部長が参加しました。

☆ 10 月 24 日（火）、25 日（水）

環境学習出前授業が、那須町の田代友愛小学校と東陽小学校において開催され、青年部の五月女顧問が参加しました。

☆ 10 月 25 日（水）

栃木県建設産業団体連合会建設生産システム委員会が、宇都宮市の栃木県建設産業会館において開催され、加藤副会長が参加しました。